

(仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事の諸問題の調査に関する決議

(仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事の諸問題において、当初の想定を大きく上回る工事費の増額が生じ、市民負担の増大を招く事態となっている。

本件については、設計・積算・補助金申請・事務執行及び決裁の各過程における適正性、ならびに工事費増額に至った原因や判断経緯について、市民から強い疑問と説明責任を求める声が上がっている。

よって、浦添市議会は、地方自治法第 100 条の規定に基づき、関係する事務の執行状況を調査し、事実関係を明らかにするとともに、再発防止に資する制度的課題を検証するため、以下のとおり決議する。

記

1 調査事項

(仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事の諸問題に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び浦添市議会委員会条例第 5 条の規定により委員 12 人で構成する (仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 98 条第 1 項の権限を (仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事に関する調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

(仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事に関する調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては 100,000 円以内とする。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 9 日

沖縄県浦添市議会